

入札監視委員会設置要綱について（防経施第3519号。20. 3. 21）第9項の規定に基づき北関東防衛局入札監視委員会運営規則を次のように定める。

平成20年4月25日

北関東防衛局長 鎌田 昭良

北関東防衛局入札監視委員会運営規則

（目的）

第1条 この規則は、入札監視委員会設置要綱（入札監視委員会設置要綱についての別紙をいう。以下「要綱」という。）を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 北関東防衛局に設置される入札監視委員会の名称は、北関東防衛局入札監視委員会（以下「委員会」という。）とする。

（委員会の開催等）

第3条 委員会は、毎四半期1回以上開催することとし、委員長が招集する。この場合において、委員長は、要綱第2項第1号(3)及び同項第2号(3)に掲げる事項に係る委員会の開催時期については、北関東防衛局長（以下「局長」という。）の意見を尊重しなければならない。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければならない。

3 委員会は、緊急かつやむを得ない事情により委員を招集することができない場合にあっては、回議をもって委員会の開催に代えることができる。

第4条 委員長は、入札監視に関する事項を審議する委員会を招集しようとする場合において、委員長が指名する委員に、入札及び契約方式ごとに審議を行う事案を抽出させるものとする。この場合において、局長又は契約実施機関の長に所要の資料を作成させるため、委員会開催日の2週間前を目途に抽出させなければならない。

2 委員長は、審議を行うため必要があると認めるときは、局長又は契約実施機関の長に対し、資料の提出、委員への説明等を求めることができる。

3 委員長は、審議を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

第5条 委員会は、局長に対し、意見の具申若しくは勧告又は報告をするときは、書面をもって行うものとする。

2 要綱第2項第1号(3)及び同項第2号(3)に関する事項については、局長又は契約実施機関の長が要求する委員会の招集日から50日以内を目途に報告するものとする。

（事務局）

第6条 要綱第4項第3号の規定により指名を受けた者は、北関東防衛局又は当該契約実施機関に係る委員会の審議に必要な事務（次に掲げるものを除く。）について、責任をもって処理しなければならない。

(1) 委員会の招集に関する委員長及び委員との連絡及び調整に関すること。

(2) 委員会が審議を行う入札及び契約に関する事案の抽出に係る委員との連絡及び調整に関すること。

(3) その他局長が指示する事項に関すること。

2 要綱第4項第3号の規定により局長が指名する者は、北関東防衛局総務部契約課長のほか、同局総務部長が指名する者とする。

3 局長は、契約実施機関の長に対し、要綱第4項第3号に規定する北関東防衛局の管轄区域内に所在する他の契約実施機関の長等が指名した者について、当該者の官職及び氏名等の通知を求めるものとする。

4 局長は、主たる契約実施機関（防衛省大臣官房、防衛省地方協力局、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、防衛装備庁、東部方面総監部、横須賀地方総監部、東京業務隊及び中部航空方面隊司令部をいう。）が他の契約実施機関の事務を総括する場合においては、当該主たる契約実施機関の長に対し、総括する者及び総括に係る他の契約実施機関名の通知を求めるものとする。

(報告の写しの送付)

第7条 要綱第7項の報告に係る書面の写しについては、地方協力局長及び関係する機関の長に送付するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の審議の手續その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成20年4月25日から施行し、平成20年3月21日から適用する。
- 2 東京防衛施設局入札監視委員会運営規則（平成18年東規第3号）及び東規の効力等に関する達（平成19年北関東防衛局達第3号）は、廃止する。

附 則（平成27年10月1日。北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。